

足利市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 足利市訪問入浴サービス事業（以下、「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下、「法」という。）第77条「地域生活支援事業」に基づき、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、足利市とする。

2 市長は、本事業を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者等（以下、「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の利用を図らなければ入浴が困難な市内に住所を有する在宅の身体障害者（65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者であって身体上の障害が加齢によって生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたものである者（以下「介護保険対象者」という。）を除く。）とする。ただし身体障害児であっても、成人と同様の体格があつて、ホームヘルプサービス等他の施策を利用しての入浴が困難な場合については、本事業の対象としてよいものとする。

(事業内容)

第4条 本事業内容は、事業者が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

2 入浴の回数は、月13回を限度とする。

(事業の実施体制)

第5条 本事業の実施にあたり、事業者における従業者の員数は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第115条の規定に基づき、人員を配置するものとする。

(利用申請)

第6条 本事業を利用しようとする者は、本人又は家族が別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第7条 市長は、前条による申請があつたときは、当該申請についての必要性の適否を審査し、利用の可否を決定し、別に定める足利市地域生活支援事業

利用決定通知書（以下、「決定通知書」という。）若しくは却下（取消）決定通知書により申請者に通知するとともに、決定した障害者等を訪問入浴サービス事業利用登録者名簿に登載するものとする。

（利用登録の有効期間及び更新）

第8条 前条の規定による利用決定の期間は、利用決定日から原則1年間の範囲とする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日前1ヶ月以内に第6条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用者（保護者）は、次に掲げる事項に該当するときは、別に定める地域生活支援事業変更（廃止）利用申請書により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）利用者の住所等を変更した場合

（2）利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

（3）利用の中止をする場合

（利用の取り消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

（1）第3条の規定に該当しなくなった場合。

（2）伝染病疾患を有する場合。

（3）疾患等により、医療機関において入院又は治療を要する場合。

（4）その他市長が不相当と認めた場合。

（利用の方法）

第11条 利用者が本事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、事業者に直接依頼する。

2 利用者はこの事業を利用したときは、別に定める足利市地域生活支援事業利用台帳兼負担金報告書を事業者に提示し、利用時間等の確認をする。

（利用料）

第12条 利用者は、利用料として利用者1人につき1回あたり1,250円とする。

2 前項の利用料のほかに、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については実費負担とする。

（利用料の減免）

第13条 市長は、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る）が、事業の利用があった月の属する年度（利用のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法の規

定による市民税を課されない者である場合、又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省で定める者である場合には、前条の規定する利用料を減免することができる。

(委託料)

第14条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、利用者1人につき1回あたり12,500円とし、第12条第1項に規定する利用者負担金を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ、委託料を支払うものとする。

(緊急時等の対応)

第15条 事業者及び従事者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(遵守事項)

第16条 事業者及び従事者は、この事業の趣旨を常に念頭に置き、事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用等についての説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

3 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

4 サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望等を確認し、必要なサービスを適切に提供しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から実施する。

2 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

3 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

4 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

5 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。